

女子差別撤廃条約（CEDAW）について（概要）



- 女子差別撤廃条約 (Convention on the Elimination of Discrimination against Women : CEDAW) は、女性・女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃することを基本理念とした条約。
- 女子差別撤廃条約の締約国は、同条約の実施のためにとった立法、司法、行政その他の措置等について定期的に国連に報告を行い、女子差別撤廃委員会の審査を受け、同委員会は当該審査を踏まえ、締約国に対し「勧告」を含む最終見解を発出することとなっている。
- 最近の報告は、2014年9月に国連に提出した第7回・第8回報告であり、同報告に対しては、2016年2月に女子差別撤廃委員会による審査が行われ、2016年3月7日、女子差別撤廃委員会の最終見解が発出されている。
- 同見解の要請に基づき、早急な対応を求める必要があると考える事項の実施状況についてフォローアップを行い、2018年3月に同委員会へ提出。
- 同見解は、2020年3月に第9回報告を同委員会へ提出するよう要請している。前回報告の手續に従い、2020年3月までに、男女共同参画会議重点方針専門調査会における調査審議を経て、報告書を提出する。

女子差別撤廃条約 (CEDAW) について (概要)



【参考】女子差別撤廃条約

男女の平等や女性に対する差別の撤廃に関する基本的かつ包括的な条約。条約の締約国は、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野における女性に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置をとること等が規定されている。

第1条	条約における差別の定義	第10条	教育における差別撤廃
第2条	締約国の差別撤廃義務	第11条	雇用における差別撤廃
第3条	女性の能力開発・向上の確保	第12条	保健における差別撤廃
第4条	事実上の平等を促進するための差別とならない特別措置	第13条	経済的・社会的活動における差別撤廃
第5条	男女の特性・役割論の克服	第14条	農村女性に対する差別撤廃
第6条	女性の売買・売春からの搾取の禁止	第15条	法の前での男女平等
第7条	政治的・公的活動における平等	第16条	婚姻・家族関係における差別撤廃
第8条	国際的活動への参加の平等	第17条～30条	女子差別撤廃委員会の設置、 女子差別撤廃条約実施状況報告の作成義務、 発効要件その他
第9条	国籍に関する法的平等		

条約の採択・発効

1979年12月18日 第34回国連総会において採択

1981年 9月 3日 発効

我が国の署名・批准

1980年 7月17日 署名(デンマークで開催された国連婦人の十年中間年世界会議の際、高橋展子駐デンマーク大使が署名)

1985年 6月24日 第102回通常国会において本件条約締結を承認

1985年 6月25日 批准

締結国数

189か国(2018年8月現在)